

令和8年度「千葉県園芸スマート農業推進プラットフォーム事業業務委託」  
企画提案募集仕様書

※本仕様書は、千葉県が委託する令和8年度「千葉県園芸スマート農業推進プラットフォーム事業業務委託」の企画提案募集にあたり、業務の大要として業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、県が作成する。

## 1 業務の目的

本県の園芸農業が今後も全国有数の産地としての地位を維持していくためには、個人の経営規模の拡大や新たな担い手の確保・育成等により、生産量を拡大していく必要があるが、生産者の高齢化や担い手の減少、季節労働性、知識・経験が必要な作業が多い等の課題が存在する。

そこで、これらの課題に対してスマート技術を用いた解決に取り組むプラットフォームを設置し、スマート技術に対する理解を深めるほか、生産者とスマート技術を有する民間団体等をマッチングさせることで、スマート技術の応用やスマート農業機器・サービスの改良・開発等を促し、新たな生産性向上に向けた取組による本県の園芸農業産出額の増大を図る。

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 事業概要

実施事業のイメージは別紙（補足資料）のとおり。

令和8年度から3年間程度の実施を予定

## 4 委託業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、スマート農業技術の活用による課題解決が図られるよう、十分な検討を行った上で企画を提案し実施すること。

※高い効果が得られるよう、「工夫提案」と記載のある内容については、受託者独自の工夫を含めて提案すること。

### (1) 千葉県園芸スマート農業推進プラットフォームの運営

業務目的の達成に向けて、意欲の高い生産者や生産者の課題解決に資する有望な民間団体等の加入及びそれらが円滑に活動を行えることを目的に、メンバーの管理や連絡調整を行うこと。

#### ア メンバーの募集及び管理

(ア) プラットフォームに参加して課題解決を目指す生産者や開発に取り組む民間団体のほか、助言者として学識経験者、県内企業情報提供のための地方銀行等について、メンバーとして必要な情報を収集し管理すること。

(イ) 新たなメンバーの募集を行うとともに、候補となる者のメンバーへの追加については随時県と協議すること。

イ 関連企業情報の調査・分析 工夫提案

(ア) プラットフォームで取り組む品目・課題に応じたスマート技術やサービス等を有する民間団体等の情報を収集し、メンバーの候補を選定すること。

(イ) 選定結果については、随時県に共有すること。

※調査方法については企画提案書において提案すること。ただし、最終的な調査方法は県と協議の上決定する。

ウ その他

各メンバーとの連絡・調整を行うこと。

(2) 品目別検討会及び実演会等の開催

業務目的の達成に向けて、プラットフォームで主に扱う園芸品目別に、スマート農業技術の活用や開発の方向性を検討する会議や、メンバー及びその他の生産者がスマート農業技術に関する知識を深め、生産者のニーズと民間団体等の持つ技術シーズのマッチングにつなげることを目的とした実演会等を企画し運営すること。

ア 品目別検討会の開催

県が指定する園芸品目に対し、生産・販売等の課題の抽出、課題解決に資するスマート農業技術の改良・開発に向けたニーズについて、検討する会議を開催すること。その詳細は以下のとおり。

(ア) 対象となる園芸品目：日本なし及び野菜1品目以上（想定：ねぎ、さつまいも等）

(イ) 開催時期：品目の特性に応じ、各品目1回以上

(ウ) 開催場所：品目の生産者の地域に応じて決定

(エ) 業務内容：日程調整、会場の確保、会議資料作成、会議の進行、議事録作成 等

イ 実演会等の開催 工夫提案

品目別検討会で検討した課題等に対し、スマート農業技術による解決のきっかけづくりや、スマート農業技術に対する理解を深める場として、実演会や勉強会等の企画を提案・開催すること。課題解決に資する新たなスマート農業機器やサービスの改良・開発を促進するきっかけづくりを目的として、生産者の持つニーズと民間団体等の持つ技術シーズの相互理解・マッチングを促す企画を提案・実施すること。その詳細は以下のとおり。

※開催する企画内容について、効果的な手法を企画提案書において提案し、必要な経費を含めること。ただし、最終的な手法は県と協議の上決定する。

(ア) 対象となる園芸品目：品目別検討会と同じ

(イ) 開催時期：各品目1回以上

(ウ) 開催場所：より多くの生産者が参加できる場所を検討し、契約後に決定すること

(エ) 業務内容：日程調整、会場の確保、資料作成、開催周知、運営進行、記録作成 等

(3) スマート技術等の改良・開発に向けた方向性のとりまとめ 工夫提案

4 (2) によりマッチングした課題と技術等について、生産者と民間団体等の連携により、課題解決に向けた技術等の改良・開発に向けた方向性をとりまとめること。

#### (4) 活動結果の分析

継続的な取組に向けて、令和8年度の本業務に関する活動結果を分析し、得られた知見や次年度に向けた改善点、技術の考察などを取りまとめること。なお、分析にあたり、追加の調査などが必要な場合は県と協議の上実施すること。

### 5 報告及び成果品

以下の内容を実施報告書（様式任意）としてまとめ、令和9年3月31日（水）までに県へ電子データ（PDF等）で提出すること。

- ・ 活動実績（検討会議、実演会等開催実績）
- ・ 本業務を通じて支援したマッチングの実績（マッチング案件の関係者、取組内容、期待される効果、進捗）
- ・ 活動結果の分析

また、次年度以降の継続的な取組に向けて、本成果の外部向けのPR資料を作成し、電子データ（PDF等）で提出すること。

※実施報告書及びPR資料の電子データについては、納品データを用いて県ホームページ等で活用できるよう、必要なコンテンツの他、テキストデータ、画像データ等を納品する。

### 6 運営及び管理

#### (1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

#### (2) 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本業務の責任者・担当者を変更する場合は、事前に県へ報告すること。

また、個人情報や企業の機密情報の流出等がないように必要な対策を講じるとともに、不測の事態に備えて適切に対応できる危機管理体制を構築すること。

#### (3) 業務の進行管理

- ・ 業務の実施にあたっては計画書を作成の上、進行管理を行うこと。
- ・ 業務の進行状況等について、四半期毎（6月、9月、12月）10日までに県へ報告書を提出し、業務進捗状況について確認を受けること。  
※3月は本業務の「実施報告書」に代える。
- ・ 四半期報告書には、開催結果（検討会議、実演会等）、参加候補者、改善すべき事項、今後の予定等を記載し、データで提出すること。（様式任意、写真掲載）
- ・ 業務の遂行にあたり、必要に応じて千葉県庁等で県担当者と打ち合わせを行うこととし、必要な資料や議事録を作成し県へ提出すること。

- ・ また、打ち合わせ以外でも随時メール・電話等でやり取りを行い真摯に対応すること。

#### (4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（会場借上費、報償費、通信運搬費など）は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

### 7 著作権の譲渡等

本業務により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによること。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- (3) 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないこと。

### 8 法令遵守及び安全管理

#### (1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

#### (2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

#### (3) 指導者及び作業員、第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

### 9 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とする。

### 10 仕様の変更

本業務内容に関する仕様記載事項の変更について、県が必要と認める場合には、協議の上、柔軟に対応するよう努めること。なお、その場合は、以下について留意すること。

- (1) 原則として、委託金額の範囲内で対応すること。
- (2) 大幅な仕様変更により、委託金額を超える場合は、業務の着手前に県と協議すること。
- (3) 仕様変更により、委託金額が減額となる場合があること。

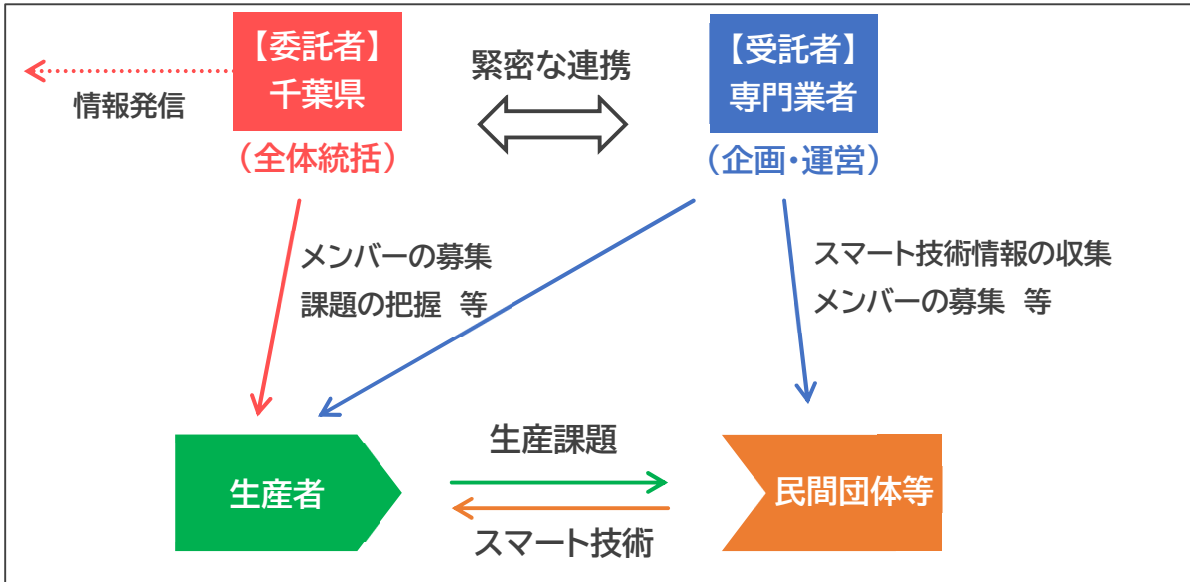
## 11 留意事項

- (1) 業務実施にあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (2) 業務に必要な関係機関等との協議、各種打合せ等について、資料作成及びその他業務上必要となった事務等に協力すること。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は受託者が弁償、賠償を行うこと。
- (5) 業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (6) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ること。

【別紙（補足資料）】

1 事業の実施体制イメージ

事業実施のためのプラットフォーム体制イメージは下図のとおり。



2 メンバーの役割

- (1) 県：全体統括
- (2) 受託事業者：企画、運営
- (3) 生産者：意見・考えの提供、開発協力 等
- (4) 民間団体等：課題解決提案、助言、情報提供、技術提供 等